

JPCA NEWS

4

号



「PARISにて」

写真:松野 崇 HJPI320300001590

CONTENTS

目次

巻頭言 日本肖像写真家協会 会長 松野崇 2

最新ニュース 著作権信託のお願い 3

スペシャルレポート2 国立国会図書館訪問インタビュー 4

シリーズ著作権③「肖像権」 弁護士 雪丸真吾 6

一般社団法人

日本写真著作権協会 www.jpca.gr.jp

巻頭言



写真：小泉 奈津子
(日本写真館協会所属)

日本肖像写真家協会
会長 松野 崇

日本肖像写真家協会は昭和22年(1947)に『全国肖像写真家連盟』という名で発足、初代会長吉川富三氏によって日本全国の著名な営業写真家を啓蒙して、戦後の写真技術の向上と育成発展の基礎と作家交流のため、昭和23年(1948)より毎年展覧会を計画して全国組織になって行きました。

第50回展では上海市撮影家協会の作品を招待して国際交流展を致しました。第51回(2000年)には交流の場を上海市撮影家協会主催による、第5回世界撮影芸術写真展に日本から招待作として海を渡り作品を陳列致しました。

当初は500名以上の出品者がありましたが、入選作が50点の発表で狭き門故に現在では100名弱となっています。

画集に収める作品は年々の展覧会入選作で作者は常に自覚を持ち現代の作品として恥ずかしくないものを提唱して絶えず営業写真家の先端にたつて社会的な運動を実践してきました。

日肖写会員は著作権を堂々と主張し得る肖像写真を作ることを目指しています。

機械が写すのではなく“心の目、光と影を大切に、観察力・心の広さ・感性で、もう一つの見方ができた時、内面や性格などが写る”そんな勉強会を年1回行っています。

日肖写 日本肖像写真家協会(JPPA)

代表者 » 松野 崇

e-mail » takaShi@studiomikasa.com

設立年 » 1947年

会 員 » 70名／顧問1名／役員13名

地方役員 北海道3名／東北1名／近畿1名／信越1名／中国・四国1名／関東2名／九州2名
東海2名／沖縄1名

本部事務局 » 〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目7-2-304

電 話 » (0543)66-5248 村瀬 陽一

日本肖像写真家協会(JPPA)は、発足以来68年間人物を題材として人間の魅力を記録し、又非現実的な有り方も解きながら表現している。営利を目的とせず自己表現を大切に追求している団体です。

皆様の著作権を守るために信託の申込みをお願いいたします。

まもなく新年度となり、各会員団体に新入会員を迎える季節が近づいて参りました。

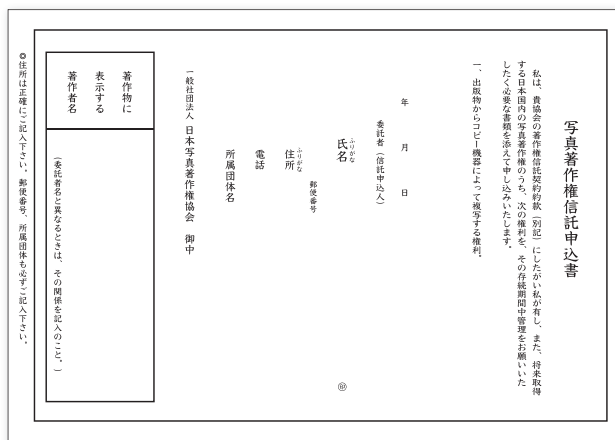
JPCAは、出版物からコピー機器によって複製する権利を、公益社団法人日本複製権センター(JRRC)へ信託することによって得られる分配金を基礎として運営されています。

JRRCではコピー機等による著作物の複写に対してコピー機を利用する一般企業などの利用者と複写利用許諾契約を締結して、複写利用料を受領しその利用料をJPCAを含む各権利委託者に分配しています。専門書の奥付けなどで複写についての注意書きをご覧になったことがあるかと思います。

印刷物など写真が掲載された著作物を一般企業などが資料としてコピーした場合、その度ごとに許諾することは大変です。そのためJRRCがこの様なコピーに対して、まとめて許諾を行う事業を行っております。個人ではこの様なコピーをいちいち監視するわけにもいかず、事実上個人による管理はできません。

そのためJPCAが写真家の皆様から、この様なコピーに関する権利だけを信託していただき、JRRCに委託して写真の利用に対する分配金を受け取っております。

以上の主旨をご理解の上、皆様からの信託の申込みをお願いいたします。



写真著作権信託申込書

私は、本協会の著作権信託契約(同意)にたいがいが有し、また、複製取得する日本国内の著作物のうち、次の権利を、その存続期間中継承をお願いいたします。

一、出版物からコピー機等によって複写する権利

年 月 日

委託者(信託申込人) 氏名

住所

電話番号

所属団体名

一般社団法人日本写真著作権協会 御中

著作物に 表示する 著作物名

委託者(信託申込人)は、その関係者の同意を得て、この信託を申込みます。

〇住所は正確にご記入下さい。郵便番号、所属団体も必ずご記入下さい。

複製権信託 FAQ

Q 信託すると
どうなるのか?

この信託によって著作権が守られています。この信託による分配金は、一定期間のサンプル調査により統計的に分配されます。つまり、誰の著作物が何枚使われたのか? のような詳細はわかりません。そのためJPCAは、この分配金を写真著作権全体のために利用するべくデータベースの運用や著作権の普及啓発など、共通目的のために活用しております。言い換えれば、この分配金によって写真著作権の擁護、普及が行われているのです。

Q 現在、出版物に写真を
掲載していないのだが、
信託できるのか?

出版していなくても信託して下さい。この信託は現在、企業内での複写の可能性がなくとも、将来的に出版などが行われた場合、信託が活用される可能性があります。写真著作者であればこの様な現状にかかわらず、信託していただくことが望まれます。

Q 信託を拒否して
個人的な分配を受ける
事ができるのか?

統計的に分配する制度上、個人への分配は公平性の確保が担保できないため困難です。また、個人への分配に要する事務費用が分配金を上回る可能性があります。

ONE POINT



国立国会図書館訪問インタビュー

電子情報部 電子情報企画課 課長 大場利康氏に聞く

写真：足立 寛 HJP1320100000050

国立国会図書館。その名はご存知でも、実際に利用された方は少ないのではなかろうか。今回は電子書籍の本格的な流通や、日本の知の集積基地としての国立国会図書館の役割とデジタルコンテンツへの対応について国立国会図書館電子情報部の大場利康課長にお話をうかがう機会を得た。

Q まずは国立国会図書館の役割についてお聞かせください。

A 当館は国立国会図書館法によって立法府の機関として設置されています。主な業務は国会議員の調査研究等に利用される資料の収集です。このために皆さんもご存知の「納本制度」によって国内の出版物を収集しています。もちろん国民の皆様にもご利用いただいています。

Q 電子書籍の流通が増えていますが、これらも納本制度の対象ですか？

A 電子書籍には納本制度は適用されていませんが、現在「オンライン資料収集制度」によって無償かつデジタル著作権管理(DRM)のないものについては収集の対象となっています。一般の販売されている電子書籍については制度自体の整備について出版社や権利者などの関係者と協議を進めている段階です。これらももとのデジタルデータの他に、当館が持っている紙の資料をデジタル化したもの、外部でデジタル化されたものを寄贈していただいたり、購入することもあります。これらを収蔵したものが「国立国会図書館デジタルコレクション」です。SP盤時代の貴重な音源なども含まれています。外部の機関と連携してデータを共有する取り組みも進んでいます。

Q デジタル化資料のインターネット公開の状況はいかがでしょう？

A 基本的には戦前期の資料を対象に、著作権の保護期間を過ぎたもの、または著作権処理を完了したものからインターネット公開する体制をとっています。権利処理にも時間と費用がかかることもあり、年間予算の中でデジタル化と並行して進めています。

Q 技術的なことをお尋ねします。デジタル化する際のファイル形式はどうなっていますか？

A マイクロフィルムから起こしたデータは別として、現時点では基本として400ppiのJPEG2000でアーカイブしたものをJPEG化してブラウザに表示する方法をとっています。

Q テキスト化はお考えですか？

A 検索の利便性や視覚障害者に向けて音声読み上げなどをするには有効なのですが、著作権処理の問題で大変難しいです。現時点では資料の保存の観点から画像データのデジタル化を進めています。

Q 写真の世界では現在、日本写真保存センターで過去の貴重な写真の保存とデジタル化に取り組んでいますが、こちらでは写真の保存もされていますか？

A NDL東日本大震災アーカイブ(通称：ひなぎく)では許諾の得られた写真を多数公開しています。その他については写真集や写真帳、ガラス乾板を少数収蔵しています。写真保存センターのように著作権の処理ができていない写真があることは貴重ですね。大変価値のあるものだと思います。

Q 利用状況はいかがですか？

A 館内からは約246万点の資料が閲覧可能ですが、こちらは月に約17万件の利用があります。またインターネットで公開した約48万点の閲覧は非常に多く、月に550万件も利用されており順調に伸びています。他にも全国の公共図書館など360施設内では絶版等で入手困難な資料約130万点が閲覧可能で、月に1万件のオンライン利用があります。さらに利用可能施設が増えていますので、今後も増加する見込みです。

Q

デジタル化の最大のメリットは
地理的障壁をなくすということも
あるかと思います。
この観点から国際的な交流は
されているのでしょうか？

A

交流の一環として1月22日にEuropeana(ユーロ
ピアーナ)の執行委員会担当者を東京に招いて
Europeanaの戦略や今後の展望を聞くシンポジ
ウムを実施しました。

近隣諸国とは日中韓電子図書館イニシアチブ会
議という場を持ち、定期的に互いの連携の可能性
について探っています。韓国にも1億件のデジタル
データがあり、中国は国家図書館のほかに大学な
どが中心となって巨大なカタログデータベースを構
築しています。

実際に韓国とは2011年からデータベースの連携
が始まっており、これからの発展を目指しています。
この他にアジア・オセアニア地域との交流もあり、
情報交換を行っています。

PACIFICAというアジアオセアニア地域をまと
めるデータベース構想を提唱されている方もおられ
ますが、そういった動きとも連携できると良いです
ね。

Q

文化の成り立ちの違いもあるでしょうし、
多くの異なる文化を同じ棚に
並べるというのは壮大な構想ですね。

A

非常に長いスパンの構想になるのではないしょ
うか。EuropeanaはEUのようにヨーロッパを統合
するという理念で動いていますが、パシフィカ構想
は違う形で進むかも知れませんね。Europeanaと
は違う形かもしれませんが、実現すれば、我が国に
とって一定の意味が出てくるのではないかと思い
ます。

クールジャパン戦略の甲斐あってか世界から高い評価を
得る我が国の最新のデジタルコンテンツ。そのバックボーン
をなすのが国立国会図書館に収蔵される1000年以上に
及ぶ文献群であるといえる。

この「文化の宮殿」ともいうべき貴重な遺産を国民のため
に、さらには世界のために役立てるという重責を負っている
のが国立国会図書館である。

グローバル化やインターネットの進化によってその役割と
期待は今後も大きくなる。

ぜひ一度、ウェブサイトを訪ねてその世界をご覧いた
だきたい。

国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp>

オンライン
資料収集制度



蔵書の
デジタル化



外部の
デジタルデータ



著作権処理済み

Web 一般公開

著作権未処理

地方図書館、大学など 館内のみ閲覧可
(絶版等資料に限られます)

SERIES

シリーズ ③ 著作権解説

③『肖像権』

今回は、写真著作物について著作権と同様に問題になる肖像権について述べたいと思います。

第1 肖像権とは何か

1 著作権法がある著作権とは異なり、肖像権には何も法律がありません。プライバシー権等と同様に、判例の積み重ねにより「どうやら肖像権というものがあるらしい」ということは段々と明らかになってきましたが、何分法律が無いので、具体的な権利内容は何か、権利者は誰か、どういう場合に制限されるのか、保護期間は何時までか、と言った基本的なことも不明瞭なままです。

2 権利の内容

それでも、これまでの判例や学説を分析すると権利の内容としては、少なくとも以下の2つがあると考えて良いと思います。

- ①意思に反して撮影されることを拒絶する権利
- ②作成された肖像を公表することを拒絶する権利

3 どういう場合に制限されるのか

- (1) 意思に反して撮影されることを拒絶する権利があるとなると、写真家の方が人を撮影する際には常に被写体の人の承諾を得ないといけないうことになります。

大変な負担になりますし、取材・報道活動の難航、表現の自由への悪影響など色々と懸念されるところです。

従って、肖像権を無制限に保護すべきでは無く、一定の場合には肖像権を制限できると考えるべきです。

- (2) この肖像権を制限できる場合の基準が最高裁判決平成17年11月10日によって示されました。

①被撮影者の社会的地位

②被撮影者の活動内容

③撮影の場所

④撮影の目的

⑤撮影の態様

⑥撮影の必要性

等を総合考慮して、被撮影者の肖像権の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべき…

という基準です。

- (3) 抽象的で分かりにくいと思うので実際に最高裁が上記の基準を使ってどういうふうに判断したかをご紹介しますが、前提として事件の概要をご説明します。

本件の被撮影者は、平成10年7月に和歌山市内で発生したカレーライスへの毒物混入事件等につき、殺人罪等により逮捕、勾留され、起訴された人物です。

平成10年11月25日、和歌山地方裁判所の公開の法廷において、被撮影者の勾留理由開示手続が行われました。某写真週刊誌のカメラマンは、小型カメラを法廷に隠して持ち込み、本件刑事事件の手続における被撮影者の動静を報道する目的で、閉廷直後の時間帯に、裁判所の許可を得ることなく、かつ、被撮影者に無断で、裁判所職員及び訴訟関係人に気付かれないようにして、傍聴席から被撮影者の容ぼう、姿態を写真撮影しました。当該写真は、手錠をされ、腰縄を付けられた状態にある被撮影者をとらえたものです。

この撮影行為が肖像権侵害かどうかが争われたのですが、最高裁は以下のとおり判断して肖像権侵害を認めました。

「前記のとおり、被上告人は、本件写真の撮影当時、社会の耳目を集めた本件刑事事件の被疑者として拘束中の者であり、本件写真は、本件刑事事件の手続での被上告人の動静を報道する目的で撮影されたものである。しかしながら、本件写真週刊誌のカメラマンは、刑訴規則215条所定の裁判所の許可を受けることなく、小型カメラを法廷に持ち込み、被上告人の動静を隠し撮りしたというのであり、その撮影の態様は相当なものとはいえない。また、被上告人は、手錠をされ、腰縄を付けられた状態の容ぼう等を撮影されたものであり、このような被上告人の様子をあえて撮影することの必要性も認め難い。本件写真が撮影された法廷は傍聴人に公開された場所であったとはいえ、被上告人は、被疑者として出頭し在廷していたのであり、写真撮影が予想される状況の下に任意に公衆の前に姿を現したものではない。以上の事情を総合考慮すると、本件写真の撮影行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法であるとの評価を免れない。」

「被上告人」が被撮影者のことです。

第2 近時の肖像権の判例

上記最高裁判決以降は、上記の基準が使われ定着しております（東京地判平成18年3月31日、東京地判平成22年7月28日等多数）。

東京地判平成18年3月31日は、

「撮影された写真自体からは特定の個人の容貌等であることが明らかでない場合であっても、写真の説明文と併せ読むことによって読者が個人を特定することができる場合や読者が特定の個人であると考えられるような場合には、撮影により直接肖像権が侵害されたとはいえないものの、やはり撮影により直接肖像権が侵害された場合と同様に、その者の人格的利益（肖像権に近接した人格的利益）を侵害するというべきである。」

と、「肖像権に近接した人格的利益」という新しい権利利益を示しており注目です。

略歴：雪丸 真吾

弁護士（2001年登録、東京弁護士会）、虎ノ門総合法律事務所。
共著『Q&A 引用・転載の実務と著作権法』第3版（中央経済社）。
著作権法学会会員
慶應義塾大学 芸術著作権演習講師
日本ユニ著作権センター著作権相談員



写真：足立 寛 HJPI320100000050

SERIES

■ 第36回日本自然科学写真協会 写真展 「自然を楽しむ科学の眼」

昆虫、鳥、動植物、水中、天体、山岳・風景、顕微鏡など
科学の眼で自然と向き合うことの楽しさを伝える写真展

第36回写真展 開催予定地と会期

富士フィルムフォトサロン東京 2015年5月15日(金)～5月21日(木)
富士フィルムフォトサロン大阪 2015年6月26日(金)～7月2日(木)

第35回写真展(2014年展)巡回展と会期

岐阜県博物館 2015年2月7日(土)～3月15日(日)
広島市こども文化科学館 2015年3月21日(土)～4月5日(日)
宮崎県総合博物館 2015年4月29日(水)～6月14日(日)

■ 第40回2015 JPS展

公益社団法人日本写真家協会(略称JPS)は、文化活動としての展覧会「JPS展」を、昭和51(1976)年より、東京、名古屋、関西(京都)などで開催しています。

2015年の第40回展では、一般公募作品が約7,000枚の応募枚数の中から約600枚、会員部門作品も併せて展示する展覧会です。写真学校の学生を対象とした「ヤングアイ」と18歳以下部門を設け、プロ写真家の登竜門として写真文化の振興につとめています。一般公募の中から文部科学大臣賞・東京都知事賞・金・銀・銅賞の他、奨励賞、優秀賞が与えられます。

JPS展開催地と会期

東京都美術館: 2015年6月11日(木)～6月26日(金)
愛知県美術館: 2015年7月15日(水)～7月20日(祝・月)
京都市美術館別館: 2015年8月25日(火)～8月30日(日)

トピックス

写真原板(フィルム)の **収集** にご協力を!

「日本写真保存センター」では、文化庁の委嘱事業として「文化関係資料のアーカイブ構築に関する調査研究」を行っています。これはこれまで多くの写真家の皆さんが撮影されてこられた、数々の歴史的文化的な諸相の写真原板の収集保存を図り、閲覧できるようにデータベースを構築し、誰もがその写真を活用できるようにするセンターの設立を目指しています。

フィルムは時を経ることによる経年劣化があります。さらに保存環境によって酸っぱい臭い(ビネガーシンドローム)の発生やカビ、キズなどの画像の劣化によって使用できなくなります。

すでに皆さまのお手元にも沢山のフィルムが利用されないまま残されていると思います。ぜひ一度、そのフィルムボックスの蓋を開けてみて下さい。定着液のような酸っぱい臭いがしたら、ビネガーシンドロームが発生している証拠です。急いでボックスから取り出し、乾燥した空気に曝して下さい。密閉されていることが良くないのです。べとつきや縮緬状のひび割れ、エンピツ状に丸まったものになると致命的です。すぐさまご相談ください。

「日本写真保存センター」では、撮影されてこられた貴重なフィルムを収集、チェックをして、データベース化しています。これは保存するだけでなく利活用に向けての情報を集め、閲覧できるようにデータベース化しています。

皆さまの撮影されたフィルムが、後世に役立てられるようにアーカイブ化をしています。そのための写真原板の収集をしています。ご協力ください。よろしくお願いします。

ご連絡は、公益社団法人日本写真家協会「日本写真保存センター」へ。

電話03-3265-7451 FAX03-3265-7460 直通03-6272-4331です。



写真: 日本写真保存センター